

カトリック川越墓地共同の墓使用規則

カトリック川越教会 墓地管理委員会

1. 目的

本規則は、カトリック川越墓地使用規約(以下規約と称する)第2項のカトリック川越墓地内に設けられた共同の墓(以下この墓と称する)の使用に関する基準を定め、その運営が適切に行われるようにすることを目的とする。

2. この墓の使用

この墓は、次の各号に掲げる遺骨を埋葬するものとする。

- ① 規約第24、25項により墓地及び納骨堂の使用許可が取り消し、若しくは解約となった場合の遺骨(特に25項で定める一括埋葬の場所としてこの墓を定義する)。
- ② 後継者のない無縁の遺骨で規約第3項の管理責任者がこの墓への埋葬を許可したもの。
- ③ 無縁には該当しないが経済的な事情で規約で定める永代使用权の取得が不可能なもので管理責任者が事情を考慮して許可したもの。
- ④ 予めこの墓に埋葬されることを希望するもの。(別に定める墓地管理委員会の募集に応じて申込み、管理責任者の許可を経て、使用权料、管理料を納め、使用权を事前保有することを原則とする)

3. 埋葬の方法

この墓は遺骨を骨壺に納めず、唐櫃(カロート)内に直接埋葬するものとする。

4. 墓誌

この墓には墓誌を設けず、埋葬者の氏名を含め一切の刻印をしないものとする。

5. 利用代金

本規則2項1～3号に該当する場合、この墓を利用するにあたって使用権利料、管理料、納骨事務手数料など墓地会計の収入となる一切の費用負担を求めない。

本規則2項4号に該当する場合、規約の使用細目に定める使用権利料、管理料、納骨事務手数料を墓地管理委員会に支払うものとする。

納骨時祈祷料、石材店への納骨手数料はいずれの場合も申込者の負担とすることを原則とする。

6. この規則に定めのない事項

この規則に定めのない事項についてはその都度、管理責任者ならびに墓地管理委員会が定める。

7. 訂改正

①2014年8月1日より施行(旧来からあった原稿に一部修正を加えて正式発行)

②2017年12月1日 改訂(2項3号…実情に合わせ訂正、2項4号…新設、4項…無墓誌の改訂を盛り込む、5項…2項4号の希望者の負担を追加、その他若干の追加・訂正、7項…新設)

以上